

令和 2 年 1 2 月 7 日

保 護 者 様

大 阪 市 教 育 委 員 会
大 阪 市 立 瑞 光 中 学 校
校 長 阪 井 千 明

新型コロナウイルス感染症にかかる学校への連絡について（お願い）

平素から本校の教育活動にご理解、ご協力をいただきありがとうございます。

この度、大阪府が令和 2 年 12 月 3 日開催の第 31 回大阪府新型コロナウイルス対策本部会議において令和 2 年 12 月 15 日（火曜日）までを要請期間として「大阪モデル」レッドステージ（非常事態）1 へ移行することとされました。本市においては、学校教育活動については、特定の教育活動は制限しつつも、通常形態での教育活動を継続することといたします。

保護者のみなさまには、新型コロナウイルス感染症に対しては、これまでどおり、お子様の日常の健康状態の把握や感染症予防をお願いしているところですが、次のとおり、学校へ連絡いただき、登校を控えていただく基準を一部改定いたしますので、よろしくご理解ご協力をお願い申し上げます。

記

● 学校への連絡のお願い

これまでは、**複数の同居家族に、かぜの症状や発熱が続く等、かかりつけ医又は「新型コロナ受診相談センター」に相談すべき症状が見られる場合**としておりましたが、**同居家族のどなたか 1 人でも、かぜの症状や発熱が続く等、かかりつけ医又は「新型コロナ受診相談センター」に相談すべき症状が見られる場合には、必ず学校へ連絡をいただき、登校を控えて休養させる**ようお願いいたします。この場合も「出席停止」として扱います。

<参考> 新型コロナウイルス感染症により出席停止となる場合の基準

○発熱（37.5 度前後）・咳などのかぜの症状がみられる場合

発熱（体温が平熱より 1 度程度より高い場合等）、咳・のどの痛み・鼻水・息苦しさ・だるさ・頭痛・下痢などの症状がある場合や、におい・味がしない等、平常と異なる体調の場合

医療機関を受診した場合は、医師が指示する期間まで家庭で休養してください。

なお、医療機関を受診しなかった場合は、症状が治っても、治った翌日・翌々日は家庭で休養してください。

○お子様の感染が判明または濃厚接触者と認定された場合

○お子様の同居家族が検体検査（PCR 検査・抗原検査）を受検することとなった場合

○同居家族に、かぜの症状や発熱が続く等、かかりつけ医又は「新型コロナ受診相談センター」に相談すべき症状が見られる場合